

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会

身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本的考え方

身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当該事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束等を安易に正当化することなく従業者一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束等廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。

(1) 障がい福祉サービスの身体拘束等廃止の規定

サービスの提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 身体拘束等の禁止の対象となる具体的な行為

- ① 自由に動けないように、車椅子や椅子・ベッドに縛る。
- ② 支援者が自分の体で利用者を押さえ行動を制限する。
- ③ ベッドから自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ⑤ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑦ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑧ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑨ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束等に係る3要件

利用者の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束等を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要件をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束等を行うことがある。

- ① 切迫性 : 利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束等廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束等の原則禁止

当該事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止するものとする。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、虐待防止検討委員会を中心に十分に検討を行う。身体拘束等による心身の損害よりも、拘束等をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族へ説明し同意を得て行うこととする。また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力するものとする。

急な事態により虐待防止検討委員会の開催が難しい場合は、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保するとともにその経緯と結果を記録し、その後速やかに委員会を開催するとともに委員会の承認を得るものとする。

(3) サービス提供時における留意事項

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組むものとする。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

3. 身体拘束等廃止及び適正化に向けた体制

当該事業所は、関係省令等及び運営規程に基づき、身体拘束等の廃止及び適正化を図るため、虐待防止検討委員会において身体拘束等の適正化のための対策を検討する。

(1) 虐待防止検討委員会の組織

- ① 委員長 介護支援課長
- ② 副委員長 委員の中から委員長が指名する
- ③ 担当者 管理者、その他委員長が必要と認める者

- (2) 虐待防止検討委員会において取組む身体拘束等の適正化に関する実施内容
 - ① 身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ② 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
 - ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
 - ④ 身体拘束等廃止に関する従業者への指導、研修の内容に関すること
- (3) 虐待防止検討委員会の開催

虐待防止検討委員会は、定期的(少なくとも1年に1回以上)に開催し、虐待等が発生した場合、適宜開催する。また、緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合等)は、関係従業者を招集し臨時の会議を開催する。

虐待防止検討委員会に参加できない従業者等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討を行う。また、虐待防止検討委員会で検討した結果について、従業者に周知徹底を図るとともに、対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

4. 身体拘束等の適正化のための従業者の研修に関する基本方針

当該事業所では、従事者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

- (1) 研修の実施
 - ① 身体拘束等適正化のための研修は、年1回以上実施する。
 - ② 新規採用従業者がある場合は、身体拘束等適正化のための研修を行う。
 - ③ 研修が必要と思われる事情が発生した場合は、随時研修を実施する。
- (2) 研修の内容
 - 身体拘束等適正化のための研修内容は、基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するとともにこの指針に基づいた内容で実施する。
- (3) 研修の記録
 - 身体拘束等適正化のための研修を事業所内で実施し、実施の内容は開催の都度、記録を作成する。

5. 当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、求めに応じていつでも事業所にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページで公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。

この指針は、令和4年11月1日より施行する

改定

令和7年2月26日

令和7年12月1日